

ドクターヘリの安全・安定的な事業継続に対する支援を求める意見書

現在、ドクターヘリは全国で 36 道府県に 44 機が導入され、医師が救急現場で直ちに医療を開始できる上、搬送時間が短縮されることから、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を挙げている。

ドクターヘリの運航経費については、厚生労働省による医療提供体制推進事業費補助金により、運営主体に対して財政支援が図られている。

ドクターヘリは、地域によって出動件数や飛行距離に差異が生じることから、補助金の算定に当たっては、地域の実態を的確に反映したものとすることが不可欠である。加えて、平成 20 年度に約 5,600 件であった全国のドクターヘリの出動件数は、平成 25 年度には 20,000 件を超え、年々増加する出動件数に対して、補助金の基準額を適切なものとするよう、さらなる精査が必要である。

救急医療体制において、ドクターヘリは必要不可欠であり、事業を安全に安定して継続していくためには、実態をよく踏まえた上で、基準額を設定することが求められる。

また、近年ヘリコプター操縦士の高齢化が進んでおり、国内における操縦士の養成規模が小さいため、今後、退職に伴う操縦士不足が事業運営に支障を来すおそれがある。

よって、国会及び政府においては、将来にわたってドクターヘリを安定して運営していくために、下記事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 医療提供体制推進事業費補助金の基準が、事業運営の実態に即したものとなっているか検証し、算定方法及び基準額の改善を図るとともに、財源の確保に努めること。
2. ドクターヘリの安全・安定的な事業継続のために、操縦士を初めとするドクターヘリ運航従事者の育成、確保に対して必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 19 日

大 分 市 議 会